

1 被扶養者の認定に係る法令等

地方公務員等共済組合法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 **職員** 常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項に規定する休職の処分を受けた者、同法第29条第1項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。

二 **被扶養者** 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三から六 省略

2 前項第2号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第3号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によって生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 省略

地方公務員等共済組合法

第55条 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となった日から、組合員に前項第1号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。ただし、同項（第2号を除く。）の規定による届出がその組合員となった日又はその事実の生じた日から30日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行なうものとする。

地方公務員等共済組合法施行規程

第 94 条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。(以下省略)

地方公務員等共済組合法 運用方針

第 1 項第 2 号

- 1 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者は、これを被扶養者として取り扱わない。
- 2 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。
 - (1) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与等に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）第 11 条第 1 項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
 - (2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
 - (3) 年額 130 万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下第二条関係において「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であつてその者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては、年額 180 万円以上の所得がある者とする。
- 3 2 の (3) の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従つて、過去において 2 の (3) に定める金額以上の所得があつた場合においても、現在所得がないときは、これに該当しない。
- 4 主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、18 歳未満の者、60 歳以上の者、一般職給与法第 11 条に相当する給与条例の規定により扶養親族（給与条例の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）とされている者、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学生（同法第 44 条、第 45 条、第 54 条及び第 54 条の 2 に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号又は第 34 号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者及び病気又は負傷のため就労能力を失っている者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。なお、これらの者であっても 2 の (1) から (3) までに該当することが明らかなものは、被扶養者には該当しない。
- 5 「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。